

令和 4 年第 3 回小城市議会定例会提案理由

(令和 4 年 9 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 4 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度小城市一般会計補正予算（第 4 号）でございますが、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 3,467 万 9 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 221 億 4,547 万 8 千円としたものでございます。

補正の内容でございますが、令和 4 年 6 月定例会において、小城市一般会計補正予算（第 2 号）で議決をいただいております「第 3 弾キャッシュレス決済推進事業」につきまして、議会に御説明しておりました事業内容と予算額に齟齬がございました。

このことにつきましては、執行部から提案した内容を議会で御審議いただき議決をいただいた訳でございますが、誤った内容を御説明したことにつきまして、議員の皆様には、大変御迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

市としましては、コロナ禍において、頑張っておられる事業者への支援として、6月定例会で御説明していた事業内容で、是非、実施をしたいと考えておりますので、既に議決をいただいている歳入及び歳出予算、3,467万9千円につきましては、全て減額をさせていただいたところでございます。

そして、本議会において6月定例会で御説明した内容に、本来必要であった予算を計上させていただき、改めて御審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月4日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、本議会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたいものについて提案理由を御説明申し上げます。

議案第 47 号 令和 4 年度小城市一般会計補正予算
(第 5 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳
入歳出それぞれ 5,563 万 4 千円を追加し、補正後の予
算の総額を歳入歳出それぞれ 222 億 111 万 2 千円とす
るものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明
申し上げます。

第 7 款 商工費でございますが、第 3 弾キャッシュレ
ス決済推進事業につきましては、「対象期間」を令和 4
年 11 月 1 日から 12 月 28 日までの 2 か月間とし、「還
元率」を 20%、ポイントの「付与上限」を 1 回につき
1,000 円、ひと月につき 10,000 円とする事業実施に必
要な委託料 5,563 万 4 千円を計上するものでございま
す。

以上、歳出の内容について申し上げましたが、歳入に
つきましては、国庫支出金(新型コロナウイルス感染症
対応地方創生臨時交付金)を計上するものでございます。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を御説
明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第 34 号 小城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、育児休業の取得回数の制限を緩和するものでございます。

次に、議案第 35 号 小城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、条例で定める消防団員の定員を見直すため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、現在の条例で定める定員 1,145 名を 900 名とするものでございます。

次に、議案第 36 号 小城市健康スポーツセンター条例でございますが、小城市フットボールセンターが設置されることに伴い、連携して市民の健康増進及びスポーツの振興に寄与し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、小城市牛津保健福祉センター「アイル」を新たに小城市健康スポーツセンターとして設置するものでございます。

次に、議案第 37 号 小城市健康スポーツセンター維持管理基金条例でございますが、小城市健康スポーツセンターの温泉設備その他施設の改修等に必要な資金に充てるため、基金を設置するものでございます。

次に、議案第 38 号 小城市人材誘致条例を廃止する条例でございますが、人材誘致条例は、文化施設を新設する者に限定した誘致制度で、これまでの成果として、観光産業の振興に資するという目的達成に繋がっておらず、今後も制度の活用が見込めないことから、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 39 号 小城市フットボールセンター条例でございますが、小城市健康スポーツセンターと連携し、市民の健康増進及びスポーツの振興に寄与し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、小城市フットボールセンターを設置するものでございます。

次に、議案第 40 号 小城市議会議員及び小城市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、最近における物価の変動等に鑑み、小城市議会議員及び小城市長の選挙における

選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。

続きまして、決算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 41 号 令和 3 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 284 億 8,188 万 6,122 円に対しまして、調定額が 255 億 2,068 万 8,150 円、収入済額が 254 億 4,012 万 4,364 円で、不納欠損額が 280 万 8,977 円、収入未済額が 7,775 万 4,809 円となっております。

収入未済額の主な内容につきましては、市税 6,699 万 5,283 円、諸収入 812 万 4,876 円などでございます。

なお、市税の収納率につきましては、前年度より 0.6 ポイント上昇し、98.4%となっております。

次に、歳出につきましては、予算現額 284 億 8,188 万 6,122 円に対しまして、支出済額が 246 億 9,694 万 6,032 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 7 億 4,317 万 8,332 円となっております。

次に、議案第 42 号 令和 3 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳

入につきましては、予算現額 51 億 7,886 万円に対しまして、調定額が 53 億 1,579 万 1,680 円、収入済額が 51 億 9,176 万 6,314 円で、不納欠損額 744 万 6,828 円、収入未済額が 1 億 1,657 万 8,538 円となっております。

次に、歳出につきましては、予算現額 51 億 7,886 万円に対しまして、支出済額が 50 億 8,857 万 6,560 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 1 億 318 万 9,754 円となっております。

次に、議案第 43 号 令和 3 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 5 億 7,721 万 7 千円に対しまして、調定額が 5 億 8,637 万 6,890 円、収入済額が 5 億 8,497 万 2,446 円で、収入未済額が 140 万 4,444 円となっております。

次に、歳出につきましては、予算現額 5 億 7,721 万 7 千円に対しまして、支出済額が 5 億 7,449 万 311 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 1,048 万 2,135 円となっております。

次に、議案第 44 号 令和 3 年度小城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、はじめに、令和 3 年度の業務量について御説明申し上げます。

す。

給水戸数は7,223戸、年間有収水量は162万3,134立方メートル、有収率は85.60%となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

営業収益につきましては、2億7,958万8,034円、営業費用につきましては、2億6,557万4,644円で、営業利益につきましては、1,401万3,390円となっております。

次に、営業外収益につきましては、1,828万7,722円、営業外費用につきましては、822万501円で、営業外利益につきましては、1,006万7,221円となっております。

また、特別損失につきましては、170万3,184円となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は、2,237万7,427円となっております。

次に、資本的収入及び支出について、御説明申し上げます。

資本的収入につきましては、1,543万4,600円、資本的支出につきましては、9,341万7,863円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金につきましては、1億6,009万8,496円となっております。

利益の処分につきましては、未処分利益剰余金から2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの1億

4,009万8,496円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第45号 令和3年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、令和3年度の業務量について御説明申し上げます。

入院患者延数は13,561人、1日平均患者数は37.15人、病床利用率は37.53%となっております。外来患者延数は29,629人、1日平均患者数は122.43人となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

医業収益につきましては、8億1,347万6,367円、医業費用につきましては、12億12万6,072円で、医業損失につきましては、3億8,664万9,705円となっております。

次に、医業外収益につきましては、11億1,047万3,688円、医業外費用につきましては、2,666万6,433円で、医業外利益につきましては、10億8,380万7,255円となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は、6億9,715万7,550円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

資本的収入につきましては、3,357万3千円、資本的支出につきましては、5,534万2,740円となっております。

次に、議案第46号 令和3年度小城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、はじめに、令和3年度の業務量について御説明申し上げます。

接続戸数は7,332戸、年間有収水量は175万6,799立方メートル、有収率は85.9%となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

営業収益につきましては、2億7,474万7,236円、営業費用につきましては、13億1,039万6,572円で、営業損失につきましては、10億3,564万9,336円となっております。

次に、営業外収益につきましては、15億1,807万1,345円、営業外費用につきましては、2億3,184万7,598円で、経常利益につきましては、2億5,057万4,411円となっております。

これに、特別利益4,210円と、特別損失15万4,872円を合わせまして、当年度の純利益は2億5,042万3,749円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

資本的収入につきましては、14億3,884万2,760円で、資本的支出につきましては、21億4,241万2,423円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は、1億9,518万7,706円となっております。

利益の処分につきましては、未処分利益剰余金から8,240万3,268円を資本金へ組入れ、残りの1億1,278万4,438円を繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第48号 令和4年度小城市一般会計補正予算(第6号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1億6,459万6千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ223億6,570万8千円とするものでございます。

第2表 地方債補正は、「三日月保健福祉センター管理運営事業」及び「道路維持補修事業」を追加し、「児童センター事業」から「臨時財政対策債」までの4つの地方債の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第3款 民生費でございますが、「生活困窮者対策事業」につきましては、コロナ禍で困っておられる生活困窮者の方に対して、新たな支援活動をされる地域のNPO法人等の活動に対する補助金を計上しております。

その他、過年度の国庫補助金などの精算に伴う返還金を計上しております。

第7款 商工費でございますが、「燃油・原材料等高騰対策支援事業」につきましては、コロナ禍における原油や原材料等の価格高騰による中小事業者の負担を軽減し、事業継続を支援するための支援金を計上しております。

第8款 土木費でございますが、「社会資本整備総合交付金事業（新設改良）」につきましては、通学路の交通安全対策として、安全施設整備やカラー舗装等の工事請負費を計上しております。

次に、「移住・定住対策事業」につきましては、「さが暮らしスタート支援事業補助金」としまして、佐賀県外から小城市内に移住する転入時の年齢が49歳以下の者で、就職等の要件を満たす方に対する支援金を計上しております。

第9款 消防費でございますが、「消防施設・設備整備事業」につきましては、芦刈町の拠点格納庫整備を当

初予算に計上しておりましたが、建築資材の高騰による工事請負費の増額分を追加しております。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、繰入金、諸収入、市債などのほか、額の確定等による地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債及び繰越金を計上し、財政調整基金繰入金により財源を調整するものでございます。

次に、議案第49号 令和4年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1億339万2千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,132万1千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を計上しております。

歳出では、県支出金の精算による返還金や基金積立金を計上しております。

次に、議案第50号 令和4年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1,017万4千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ6億

2,692万8千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第51号 令和4年度小城市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、収益的収入及び支出の既定の予算からそれぞれ12万円を減額し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ3億1,708万9千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人事異動に伴い、収益的収入は、他会計補助金を減額し、収益的支出は、営業費用を減額するものでございます。

特別損失は、会計年度任用職員の過年度分保険料の支払い漏れに伴い増額するものでございます。

また、収支の調整のため予備費を増額するものでございます。

次に、議案第52号 令和4年度小城市病院事業会計補正予算（第1号）でございますが、収益的収入の既定の予算から934万8千円を減額し、補正後の予算の総額を13億3,447万円とし、収益的支出の既定の予算から4,184万円を減額し、補正後の予算の総額を13億197

万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、医業収益を減額し、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金のうち、2 月分から 3 月分までの確定した補助金を増額し、収益的支出は、給与費を減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 290 万 8 千円を増額し、補正後の予算の総額を 2,345 万 4 千円とし、資本的支出の既定の予算に 872 万 3 千円を増額し、補正後の予算の総額を 5,196 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、超音波画像診断装置等の購入に伴い、資本的収入は、出資金を増額し、資本的支出は、建設改良費を増額するものでございます。

次に、議案第 53 号 令和 4 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、収益的収入の既定の予算から 790 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 18 億 8,820 万 8 千円とし、収益的支出の既定の予算から 1,988 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を 16 億 119 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、他会計補助金を減額し、収益的支出は、予定していた機器類の更新を繰越したことに伴う、固定資産減価償却費の減額でございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 4,920 万 4 千円を増額し、補正後の予算の総額を 10 億 2,882 万 8 千円とし、資本的支出の既定の予算に 1,107 万 5 千円を増額し、補正後の予算の総額を 17 億 6,011 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、市営浄化槽設置基数の追加に伴い、資本的収入は、企業債、国庫補助金等を増額し、資本的支出は、浄化槽の工事請負費を増額するものでございます。

次に、議案第 54 号 工事請負契約の変更についてでございますが、令和 3 年度（仮称）小城フットボールセンター整備事業造成工事において、当初契約金額の 3 億 2,395 万円を 3 億 2,138 万 5,900 円に変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 55 号 工事請負契約の変更についてでございますが、令和 3 年度道路橋りょう災害復旧事業小城岩蔵工業団地線道路災害復旧工事において、当初契約金額の 2 億 460 万円を 2 億 2,636 万 5,700 円に変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 56 号 小城市道路線の変更についてで

ございますが、牛津駅前広場の整備に伴い、市道牛津駅前線の終点位置を延長し、県道区域を市道区域に編入するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

まず、報告第6号 令和3年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、都市計画マスタープラン見直し事業を令和2年度から令和3年度までの2か年の継続事業で実施しております。

この事業が令和3年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

次に、報告第7号 令和3年度小城市下水道事業継続費精算報告書でございますが、特定環境保全公共下水道事業三日月浄化センター設備工事を令和2年度から令和3年度までの2か年の継続事業で実施しております。

この事業が令和3年度に完了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の二の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

次に、報告第8号 令和3年度一般財団法人小城市体

育協会の経営状況についてでございますが、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 年度事業報告及び決算並びに令和 4 年度の事業計画及び予算を報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。